

官報

号外

昭和五十年五月二十七日

第七十五回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十年五月二十七日(火曜日)

議事日程 第二十号

昭和五十年五月二十七日

午後二時開議

第一 文化財保護法の一部を改正する法律案
(文教委員長提出)

第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件
第四 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 文化財保護法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

日程第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 関税及び貿易に関する一般協定に附

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

議員請暇の件

文化財保護法の一部を改正する法律案外一案

属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件
日程第四 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

午後二時四分開議

○副議長(秋田大助君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○副議長(秋田大助君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小坂善太郎君から、五月二十八日より六月十四日まで十八日間、倉石忠雄君から、六月六日より二十六日まで二十一日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

○副議長(秋田大助君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。

日程第一 文化財保護法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

日程第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第一、文化財保護法の一部を改正する法律案、日程第二、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長、右両案を一括して報告を求めます。文教委員長久保田円次君。

文化財保護法の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔久保田円次君登壇〕

○久保田円次君 ただいま議題となりました文化財保護法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げますとともに、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、文化財保護法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

現行の文化財保護法は、昭和二十五年に制定され、同二十九年に一部改正が行われたほかは、実質的な改正は行われず今日に及んでおります。しかるに、この間の社会、経済情勢の急激な変化により、現行法では今日の事態に有効に対処し得ない面も出てまいりました。よって、この際、同法の改正を行い、埋蔵文化財の保護制度の整備を初めとして、新たに、伝統的建造物群保存地区制度及び文化財の保存技術の保護制度を確立する等の措置を講じ、もって、わが国の文化財保護制度のより一層の改善を図ろうとするものであります。

その主な内容の第一は、文化財の定義の整備を行うこととあります。

すなわち、有形文化財の定義の中に、学術上価値の高い歴史資料を含む等その拡充を図るとともに、民俗資料の名称を民俗文化財に改めることとし、新たに、文化財として伝統的建造物群を加えることとしております。

第二は、重要文化財に関する制度の整備であります。

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

文化財保護法の一部を改正する法律案外一案 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件 七六四

要文化財の保存に影響を及ぼす行為をも対象とするとともに、新たに、不許可等の場合の損失補償について規定を設けたほか、管理団体の指定物件の買い取りについて国庫補助を行えることとしております。

第三は、民俗文化財の保護制度の整備であります。

すなわち、民俗芸能を同文化財の中に位置づけることとともに、新たに、重要無形民俗文化財の指定制度を設ける等の規定の整備を行っております。

第四は、埋蔵文化財の保護制度の整備であります。

その一は、周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のために土地を発掘しようとする場合の届け出は、現行の着手する日の三十日前を六十日前に改めることとし、新たに、国の機関等に係る協議等について特例を設けることとしたしております。

その二は、土地の所有者等の遺跡発見の届け出義務に加え、新たに、当該届け出に係る遺跡の現状変更行為について、期限等を定めて停止または禁止を命ずることができることとし、停止命令等による損失補償等について規定したほか、国の機関等に係る協議等の特例を設けました。

これらのほか、地方公共団体による埋蔵文化財の調査に関する規定を設けております。

第五は、伝統的建造物群保存地区制度の新設であります。

すなわち、市町村は条例等によって、伝統的建造物群保存地区を定めることができることとし、そのうち、その価値が特に高いものを、文部大臣は重要伝統的建造物群保存地区として選定し、同選定地区における建造物等の管理等に要する経費に対し、国庫補助が行えることとする等の措置を講じ、その保護制度を確立いたしております。

第六は、文化財の保存技術の保護制度の新設であります。

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを、文部大臣は選定保存技術として選定し、国による援助規定を設ける等の措置を講じ、その保護制度を確立いたしております。

第七は、地方公共団体の文化財保護の組織の整備であります。

すなわち、地方公共団体の国有文化財の無償使用及び地方債についての国の配慮について規定するほか、都道府県教育委員会に、都道府県文化財保護審議会及び文化財保護指導委員を置くことができることとする等所要の整備を行い、その充実を図っております。

以上のほか、史跡名勝天然記念物に関する規定及び罰則規定等の整備を行っております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から施行することとしたしております。

本法律案の起草に当たっては、本委員会に設置された文化財保護に関する小委員会において、小委員各位の御熱意により、あらゆる角度から周到な検討を重ねてまいりました。

その結果について、五月二十三日河野小委員長より報告を受け、成案を得ましたので、内閣の意見を聴取した後、ここに、全会一致をもって文教委員会提出の法律案とすることに決した次第であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、
第一に、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額及び退職年金等の最低保障額を、国公立学校の教職員の年金額の改定に準じて増額すること、

第二に、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限を、国公立学校の教職員の制度の例に準じて引き上げること、

第三に、この法律は、昭和五十年八月一日から施行すること等であります。

本案は、去る三月十八日当委員会に付託となり、同月二十六日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。審査の過程において、参考人私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君外一名を招致し、その意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、五月二十三日本案に対する質疑を終了、討論の通告がないため、直ちに採決に入りましたが、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

次いで、三塚博君外四名から、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

した。

日程第三 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件

○副議長(秋田大助君) 日程第三、関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長栗原祐幸君。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔栗原祐幸君登壇〕

○栗原祐幸君 ただいま議題となりましたガットに附属する第三十八表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に關する文書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最近、わが国に対するプラスチック製スキーなどの輸入が急増し、国内関連産業の存立に重大な影響を与えている現状にかんがみ、わが国のガット譲許を修正し、これに対処する必要があると見なした。

よって、政府は、欧州経済共同体とガット二十八条の規定に基づき交渉を行いました結果、合意

に達しましたので、本年四月十五日交渉の結果を収録する文書に署名いたしました。

本文書は、わが国がプラスチック製スキーぐつ、の義許税率を引き上げ、その代償として他の十三品目の義許税率を引き下げるというものであります。

本件は、四月三十日外務委員会に付託され、去る二十三日宮澤外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本件は、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第四 許可、認可等の整理に関する法律

案(内閣提出)

○副議長(秋田大助君) 日程第四、許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長藤尾正行君。

許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔藤尾正行君登壇〕

○藤尾正行君 たいい議案となりました許可、認可等の整理に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、十二の法律を改正して、二十三事項の許可、認可等の整理を行うとするものであります。

本案は、三月七日日本委員会に付託、三月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行い、五月二十三日質疑を終了いたしましたところ、越智委員外四名より、外国人登録法の改正規定の削除を内容とする自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各派共同提案に係る修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(秋田大助君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十九分散会

出席国務大臣

外務大臣臨時代理 三木 武夫君
文部大臣 永井 道雄君
国務大臣 松澤 雄藏君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る二十四日、本院は国会の会期を七月四日まで四十日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(政府委員退任)

一、昨二十六日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十日付をもって運輸大臣官房観光部長佐藤久衛は運輸大臣官房付に、気象庁次長高野晟は運輸大臣官房観光部長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十六日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、同日(水産庁次長)松下友成の第七十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨二十六日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十五回国会政府委員に任命することを承認した。

水産庁次長事務代理 兵藤 節郎
運輸大臣官房観光部長 高野 晟
気象庁次長 岩田 弘文

(政府委員任命)

一、昨二十六日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十六日議長において承認した兵藤節郎外二名を同日第七十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 補欠
加藤 紘一君 小林 正巳君
村岡 兼造君 綿貫 民輔君
小林 正巳君 加藤 紘一君
綿貫 民輔君 村岡 兼造君

(議案受領)

一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(案名義治君外一名提出、参法第二〇号(予) 商工委員会 付託)

文化財保護法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十年五月二十三日

提出者

文教委員長 久保田円次

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法昭和二十五年法律第二百十四号の一部を次のように改正する。

目次中「民俗資料」を「民俗文化財」に、「第五十六条の十八」を「第五十六条の二十一」に、「第八十四条」を「第八十三条」に、「第五章の二」文化財保護審議会(第八十四条の二)第八十四条の五」を「第五章の二」伝統的建造物群保存地区(第八十三条の三)文化財の保存技術の保護(第八十三条の四)文化財保護審議会(第八十四条の二)第八十四条の六」に、「第八十三条の六」に、「第八十五条」を「第八十四条の四」に改める。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「わが国」を「我が国」に、「及び考古資料」を「これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む」並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」に改め、同項第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同項第三号中「及びこれを」を「民俗芸能及びこれら」に、「わが国民」を「我が国民」に、「民俗資料」を「民俗

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号 文化財保護法の一部を改正する法律案

七六六

文化財に改め、同項第四号中「我が国」を「我が国に、橋り、よう」を「橋梁」に改め、同項に次の一号を加える。

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第二条第二項及び第三項中「第八十四条の三」を「第八十四条の二」に改める。

第四十一条第一項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十三条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条第一項中「の現状を変更」を「に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を」と、「但し、その維持の措置をする場合」を「ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合」に改め、同条第三項中「変更」の下に「又は保存に影響を及ぼす行為を加え、同条第四項中「変更の下に」若しくは保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（管理団体による買取りの補助）

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助する

ことができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第五十一条第二項中「又は修理」を「修理又は買取り」に改める。

第五十二条の見出し中「損害」を「損失」に改め、同条第一項中「き損」を「き損」に、「政府」を「国」に、「通常」を「その通常」に、「損害」を「損失」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第一号中の「現状変更の」を「に關し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき」に改め、同項第二号及び第三号中「き損」を「き損」に改め、同条第三項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第五十六条の三第二項中「当つては」を「当たつては」に改め、「保持者」の下に「又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体を加え、」者」を「もの（保持団体にあつては、その代表者）」に改め、同条第四項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「足りる者」を「足りるもの」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第五十六条の四第二項中「場合」の下に「保持団体とその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合」を「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体の代表者」を加え、同条第四項前段を次のように改める。

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除

されたものとする。

第五十六条の五中「十日以内」を「二十日以内」に改め、同条に後段として次のように加える。

保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を變更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

第五十六条の六第一項中「行い、又は」を「執る」に改め、同項に「又は」を「若しくは」に改め、同項に「保持団体又は」を「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の七第一項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第二項中「重要無形文化財の記録の所有者から、」を「保持団体から」に改め、「又は重要無形文化財の記録を削り、同条第三項を次のように改める。

3 重要無形文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官がこれを承認したときは、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の八中「保持者」の下に「若しくは保持団体」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の九第一項中「若しくは公開し、又は」を「又は公開することができるものとし、国は、」に、「公開若しくは」を「公開又は」に改める。

第三章の三の章名を「第三章の三 民俗文化財」に改める。

第五十六条の十の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「有形の民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、無形の民俗文化財のうち特に重要なもの

のを重要無形民俗文化財に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十一の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十二（見出しを含む。）中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十三の前の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料の現状を変更し、」を「重要有形民俗文化財に關しその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為を」と、「現状を変更し、」を「現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為を」と、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「の現状変更」を「の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第五十六条の十四中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十五の前の見出し及び同条から第五十六条の十七（同条の見出しを含む。）まで中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十八を次のように改める。

（重要無形民俗文化財の保存）

第五十六条の十八 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他の保存のため適当な措置を執るることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たつることを適当と認める者に対し、そ

の保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三に次の三条を加える。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六條の十九 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合には、第五十六條の七第三項及び第四項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六條の二十 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第五十六條の二十一 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第五十六條の九の規定を準用する。

第五十七條の前の見出し中「発掘」を「調査のための発掘」に改め、同条第一項中「土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について調査」を「土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘し、(但し)を「ただし」に改め、同条第二項中「必要な事項」の下に「及び報告書の提出」を加える。

第五十七條の二に見出しとして「土木工事等のための発掘に関する届出及び指示」を加え、同条第一項中「周知されている土地」の下に「(以下)周知の埋蔵文化財包蔵地」という。を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

第五十七條の二の次に次の四條を加える。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第五十七條の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第五十七條の六において「国の機関等」と総称する。)が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第五十七條の四 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関

し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第五十七條の五 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十七條第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一箇月以内になければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつ

た場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第五十七條の六 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第五十七條第一項又は第九十八條の二第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合には、第五十七條の三第五項の規定を準用する。

第五十八條第一項を次のように改める。

文化庁長官は、歴史上又は學術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号 文化財保護法の一部を改正する法律案

七六八

国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

第五十八条第二項中「自ら」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「第三十九条の下に」(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)を加える。

第七十三条第一項中「損害」を「損失」に改める。

第八十条第一項中「但し」を「ただし」に、「措置をする」を「措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る」に改め、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十条の二第一項中「但し、前条を」ただし、第八十条」に改め、同条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条を加える。

(関係行政庁による通知)

第八十条の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするに於いて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令で定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(同条第一項の規定による許可の権限が都道府県の教育委員会に委任されているときは、当該委任を受けた都道府県の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

第八十一条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」

に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理団体による買取りの補助)

第八十一条の二 管理団体である地方公共団体の他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第八十三条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第八十四条を削り、第五章の二中第八十四条の二を第八十四条とする。

第八十四条の三 第一項第三号中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同項に次の三号を加える。

七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

八 選定保存技術の選定及びその選定の解除

九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

第八十四条の三第二項第三号中「現状変更」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第五号中「重要文化財」を「国による重要文化財」に改め、同項第七号及び第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第九号中「無形の民俗文化財」を「重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

第八十四条の三第二項第十三号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十五号中「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第

十六号中「現状変更」及び「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同条を第八十四条の二とし、第八十四条の四及び第八十四条の五を順次一条ずつ繰り上げる。

第五章の二を第五章の四とし、第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第八十三条の二 この章について「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第八十三条の三 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令で定める基準に従ひ必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法による承認に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関

し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第八十三条の四 文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部が我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第八十三条の五 文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第八十三条の六 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第五章の三 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第八十三条の七 文部大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たつては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

る。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六条の三第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三条の八 文部大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前二項の場合には、第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 前条第二項の認定が保持者のみにつてなされた場合にあっては、そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにつてなされた場合にあっては、そのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては、保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第八十三条の九 保持者及び保存団体には、第五十六条の五の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替へるものとする。

(選定保存技術の保存)

第八十三条の十 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要

と認められるものについて適当な措置を執ることができ。

(選定保存技術の記録の公開)

第八十三条の十一 選定保存技術の記録の所有者には、第五十六条の十九の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第八十三条の十二 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たつたことを適当と認める者に對し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができ。

第八十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「取消し」を「取消し」に改め、同項第四号中「第五十六条の七第二項」の下に「及び第五十六条の十六」を、「第五十一条の二」の下に「(第五十六条の十六で準用する場合を含む。)」を加え、同項第八号中「第八十条第五項」を「第八十条第七項」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十七条の五第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

第八十五条の三第一項第一号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改め

第八十七条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、「(昭和二十三年法律第七十三号)」を削り、「但し」を「ただし」に改め、「(同法第四十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)」を削る。

第八十七条の二中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換又は所屬替」を「所管換又は所屬替え」に改める。

第八十八条第一項中「民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十九条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

文化財に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換」を「所管換え」に、「所屬替」を「所屬替え」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損え」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第六号中「重要民俗資料」の現状を変更し、「重要有形民俗文化財」の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし」に改め、同項第八号を削り、同条第二項中「第三十三条並びに同項」を「第三十三条並びに同条」に、「第八十条の二」を「第八十条の三」に改め、「前項第八号の場合に係る通知には、第八十四条第一項の規定を」を削り、同条第三項中「第六号又は第八号」を「又は第六号」に改める。

第九十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損え」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十四条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「当り」を「当たり」に、「當る」を「当た」に改める。

第九十五条第一項及び第五項並びに第九十五条の三第一項及び第三項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十五条の三の次に次の一条を加える。

第九十五条の四 第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度に

において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第九十六条中「自ら」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条第二項中「重要民俗資料、重要無形文化財」を「重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九十八条の二 地方公共団体は、文化庁長官が第五十八条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第九十八条の三 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合においては、第五十九条及び第六十二条の規定を準用する。この場合において、第六十二条中「第五十九条第一項又は前条第二項」とあるのは、「第九十八条の三第一項において準用する第五十九条第一項」と読み替へるものとする。

つては、同条第一項中「第五十九条第一項又は第六十一条第二項」とあるのは、「第九十八條の三第一項において準用する第五十九条第一項」とする。

(地方債についての配慮)

第九十八條の四 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第九十九條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第五十六條の六第二項」を「第四十六條の二第二項、第五十六條の六第二項、第五十六條の七第四項(第五十六條の十九第二項、第八十三條の十一で準用する場合を含む。）」で準用する場合を含む。に、「第五十六條の十八で」を「第五十六條の二十一に」、「第七十三條の二」を「第五十六條の十八第二項、第七十三條の二に改め」、「第七十五條」の下に、「第八十一條の二第二項」を加え、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「第五十六條の七第二項」の下に「及び第五十六條の十六」を加え、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第一百條及び第一百二條第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第六章第三節中「第四條の三及び第五條を次のように改める。

(都道府県文化財保護審議会)

第一百五條 都道府県の教育委員会に、条例の定めるところにより、都道府県文化財保護審議会を置くことができる。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第一百五條の二 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をすることともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

第一百六條中「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第一百七條第一項中「棄」を「棄棄」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「二万円」を「十万円」に改める。

第一百七條の二第一項中「棄損」を「損」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料」を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「二万円」を「十万円」に改める。

第一百七條の三「前三條」を「前五條」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第一百七條の五とし、第一百七條の二の次に次の二條を加える。

第一百七條の三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三條又は第八十條の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第五十七條の五第二項の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第一百七條の四 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第三項(第一百一條第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、若しくは損壊若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第五十八條第三項(第一百一條第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第七十八條第二項(第一百一條第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、若しくは損壊若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第一百八條中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「損」を「損」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第一百九條中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第一百十條中「左の」を「次の」に、「二万円」を「五万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「荒渡」を「荒渡し」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一號を加える。

三 第四十八條第四項(第五十一條第三項(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項(同条第七項(第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。))、第五十一條の二(第五十六條

の十六で準用する場合を含む。)、第五十六條の十五第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

第一百十條中第五号を削り、第六号を第七号とし、第四号の次に次の二號を加える。

五 第五十四條(第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))、第五十五條、第八十二條(第九十五條第五項で準用する場合を含む。))又は第八十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十七條第二項の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第一百十條中「左の」を「次の」に、「五千円」を「三万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号中「第五十六條の十二、第七十五條」を「第五十六條の十二、第七十三條の二、第七十五條」に、「第五十七條第一項、第七十二條第二項」を「第五十七條第一項、第五十七條の五第一項、第七十二條第二項(第七十五條及び)、第八十條の二第一項又は第八十四條第一項」を「又は第八十條の三第一項」に改め、同条第四号から第七号までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(遺跡発見の場合の停止命令等の特例)

2 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法以下「新法」という。第五十七條の五の規定の適用につ

いては、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

(経過措置)

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法(以下「旧法」という。)第五十六条の第三項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六条の第三項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六条の第三項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六条の第三項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六条の第三項の規定により保持団体の認定をしなければならぬ。この場合においては、新法第五十六条の第三項及び第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十六条の第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六条の十第二項において準用する旧法第二十八条第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六条の十第二項において準用する新法第二十八条第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十七条の第二項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七条の二及び第五十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第五十七条の第三項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等(当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除く。)に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五(旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の第三項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六)の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号中「文化財の指定」を「文化財等の指定等」に改める。

12 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は風致地区」を「風致地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項第二号中「地域及び」を「地域、」に改め、「仮指定された地域」の下に「及び同法第八十三条の第三項に規定する条例の規定により市町村が定める地域」を加え、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

13 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)

第八十五条の二 文化財保護法第八十三条の第三項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条及び第六十一条から第六十四条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができ

る。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

15 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第八十三条の第三項の規定による伝統的建造物群保存地区

第十三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

理由

文化財保護法の施行状況等にかんがみ、埋蔵文化財の保護、民俗芸能等の民俗文化財の保護及び地方公共団体における文化財保護の組織の整備について、その一層の推進を図り、並びに新たに伝統的建造物群保存地区の制度及び文化財の保存技術の保護のための制度を設ける等のため、同法に改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十年年度において約四十七億円の見込みである。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案等の一部を改正する法律案

右

昭和五十年三月十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

七七二

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十年年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、これらの規定にかかわらず、これらの規定に基づいて算定した額に、その年金額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の年数から二十年を控除した年数一年につきこれらの規定により平均標準給与の月額とみなされた額の

三分の一(遺族年金については、六百分の一)に相当する額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「(遺族年金については、六百分の一)」とあるのは、「(遺族年金については、六百分の一)(その控除した年数のうち十年に達するまでの年数については、三分の二)(遺族年金については、百分の二)」とする。

5 前条第四項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の七第三項又は第四項」と読み替へるものとする。

6 前条第五項の規定は、第三項及び第四項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十年年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額(昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならば、その者の年金額の算定の基礎となるべき平均

標準給与の年額を求め、その平均標準給与の年額を基礎として第二条から第五条までの規定を適用するものとした場合における平均標準給与の年額とみなされる額を算定し、そのみなされる額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額より少ないときは、当該乗じて得た金額)又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に・二九三を乗じて得た金額を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和五十年改正法第三号の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「・二九三」とあるのは「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と、「第三条」とあるのは「第四条」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金であつて、昭和四十五年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員のうち法律第四百十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は昭和五十年改正法第三号の規定による改正後の法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金で法律第四百十号附則第八項第二号に掲げる期間を有する組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「第三条」とあるのは、「第四条」と読み替へるものとする。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十年年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の七 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の八の下欄に掲げる額に改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が四十二万円に満たないものについては、その改定額を四十二万円とする。

4

第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金でその改定額が四十二万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を四十二万円に改定する。

第四条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十年七月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の五 昭和五十年七月三十一日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の七又は第二条の七の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年八月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円
ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十 万五千円

のに係る年金 四十二万円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二 十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円
ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十 万五千円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなして第二項から第二項の五までの規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定後年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を算定し、その年額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額より少ないときは、当該除して得た金額)に「二九三を乗じて得た金額をいう」の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日に於ける年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
三 前二項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第二号中「二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員については、その額が、昭和四十九年改正後の法第二十三条の規定がその者の退職の日に施行されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額を基礎として、当該通算退職年金を新法の退職年金とみなして第二項から第二項の五までの規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定後年金額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額を算定し、その年額に別表第四の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を十二で除して得た金額より少ないときは、当該除して得た金額)に「二九三を乗じて得た金額をいう」の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 前項の場合において、当該年金を受ける者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項に定める通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十年八月分以後、その額を、同号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た金額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日に於ける年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
三 前二項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第二号中「二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に「二九三」を乗じて得た金額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
三 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。

定平均標準給与の月額を三十で除して得た金額に、組合員であつた期間(組合員であつた期間が一年未満であるときは、一年)に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に規定する通算退職年金の額に、退職の日に於ける年齢に応じ新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法別表第二に定める日数を乗じて得た金額
三 前二項の規定の適用を受ける年金で昭和四十五年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係るものについては、昭和五十年一月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第二号中「二九三」とあるのは、「別表第五の上欄に掲げる退職の日の区分に応じ同表の下欄に掲げる率」と読み替へるものとする。

4 昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十年八月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 二十四万円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に「二九三」を乗じて得た金額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額
三 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。

6 第五条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。こ

昭和三十五年五月二十七日 衆議院会議録第二十三号
昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
七三三

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

七七四

の場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第五條の三第一項から第五項まで」と読み替へるものとする。

7 第一條第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第六條中「一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもつて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に」に改める。

第七條中「第三條の六」を「第三條の七」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第一條、第二條關係）」に改める。

別表第一の二中「別表第一の二」を「別表第一の二（第一條の二、第二條の二關係）」に改める。

別表第一の三中「別表第一の三」を「別表第一の三（第一條の三、第二條の三關係）」に改める。

別表第一の四中「別表第一の四」を「別表第一の四（第一條の三、第二條の三關係）」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第三條關係）」に改める。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第三條の二關係）」に改める。

別表第二の三中「別表第二の三」を「別表第二の三（第三條の三關係）」に改める。

別表第二の四中「別表第二の四」を「別表第二の四（第三條の四關係）」に改める。

別表第二の五中「別表第二の五」を「別表第二の五（第三條の五關係）」に改める。

別表第二の六中「別表第二の六」を「別表第二の六（第三條の六關係）」に改める。

別表第二の七中「別表第二の七」を「別表第二の七（第三條の七關係）」に改め、同表の次に次の二表を加える。

別表第二の八（第三條の七關係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 八五、〇〇〇円まで	三一五、〇〇〇円
八八、二〇〇円	三二一、〇〇〇円
一〇一、二〇〇円	三六八、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	四一八、五〇〇円
一二九、六〇〇円	四七一、六〇〇円
一五〇、〇〇〇円	五四五、九〇〇円

別表第二の九（第三條の七關係）

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から 八二、〇〇〇円まで	三一五、〇〇〇円
八三、五〇〇円	三二六、〇〇〇円

八五、〇〇〇円	三二一、七〇〇円
八八、二〇〇円	三三三、八〇〇円
一〇一、二〇〇円	三八三、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円	四三五、三〇〇円
一二九、六〇〇円	四九〇、五〇〇円
一五〇、〇〇〇円	五六七、八〇〇円

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第一條の四、第二條の四關係）」に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第一條の六、第二條の六、第二條の七、第五條の三關係）」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第五（第一條の七、第二條の七、第五條の三關係）

退職の日の区分	率
昭和二十九年一月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一・三八一
昭和三十一年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・三五〇
昭和三十六年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・三四五
昭和四十二年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	一・三四一
昭和四十八年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・三三八
昭和五十四年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・三三九
昭和六十一年四月一日から昭和六十八年三月三十一日まで	一・三三〇
昭和六十八年四月一日から昭和七十四年三月三十一日まで	一・三二五
昭和七十四年四月一日から昭和八十二年三月三十一日まで	一・三一八
昭和八十二年四月一日から昭和九十年三月三十一日まで	一・三一二
昭和九十年四月一日から昭和九十八年三月三十一日まで	一・三〇三

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二條 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	三九、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満
第二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上
第三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上
第四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上
第五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上

を「第一級 五二、〇〇〇円 五四、〇〇〇円未満」に、

四三、五〇〇円未満
四六、五〇〇円未満
五〇、〇〇〇円未満
五四、〇〇〇円未満

「第六級を第二級に」、「第七級を第三級に」、「第八級を第四級に」、「第九級を第五級に」、「第十級を第六級に」、「第十一級を第七級に」、「第十二級を第八級に」、「第十三級を第九級に」、「第十四級を第十級に」、「第十五級を第十一級に」、「第十六級を第十二級に」、「第十七級を第十三級に」、「第十八級を第十四級に」、「第十九級を第十五級に」、「第二十級を第十六級に」、「第二十一級を第十七級に」、「第二十二級を第十八級に」、「第二十三級を第十九級に」、「第二十四級を第二十級に」、「第二十五級を第二十一級に」、「第二十六級を第二十二級に」、「第二十七級を第二十三級に」、「第二十八級を第二十四級に」、「第二十九級を第二十五級に」、「第三十級を第二十六級に」を「第二十三級に」、「第二十八級を第二十四級に」、「第二十九級を第二十五級に」、「第三十級を第二十六級に」を

「第二十六級に、

第三十一級 二三〇、〇〇〇円 二三五、〇〇〇円以上 二三七、五〇〇円未満
第三十二級 二四五、〇〇〇円 二三七、五〇〇円以上

第二十七級	二三〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満
第二十八級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満
第二十九級	二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円未満
第三十級	二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満
第三十一級	二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
第三十二級	二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
第三十三級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
第三十四級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満
第三十五級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上	

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「二百九十四万円」を「三百七十二万円」に、「七十歳以上の者」にあつては、これに三分の一を、「七十歳以上八十歳未満の者」にあつては九十分の一に三分の一を、八十歳以上の者にあつては九十分の一に三分の二(その超える年数が十年を超える場合におけるその十年を超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「一・八一四」を「三・六三九」に、「一万三千三百円」を「一万四千六百円」に改める。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「三・六三九」を「三・七八五」に、「一万四千六百円」を「一万五千五百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十年八月一日から施行する。ただし、第四条の規定は昭和五十一年一月一日から、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

(端数計算に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条から第一条の六まで、第二条から第二条の六まで、第五条及び第五条の二の規定により年金額を改定する場合においては、同法第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

3 私立学校教職員共済組合がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

よる改正前の私立学校教職員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第二十二條第二項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二條第一項の規定の例による。

4 施行日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十年八月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が四万八千円以下である者又は二十万五千円以上である者(給与月額が二十万五千円未満である者を除く。)の同月及び同年九月の標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を改正後の法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

5 施行日前に改定前の法第二十二條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で附則第三項の規定の適用を受けないものは、昭和五十年十月一日に組合員の資格を取得したものとなつて、改正後の法第二十二條第五項の規定を適用する。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い)

6 施行日前に給付事由が生じた改正前の法及び第三条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)附則において準用する場合を含む。)の規定による給付については、この附則に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

7 第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定(法律第四百十号附則第十項に

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七七六

七七六

8 第四条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項の規定（法律第四百十号附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和四十九年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十年八月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「二百七十二万円」とあるのは、「二百九十四万円（昭和四十九年八月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百六十四万円）」と読み替えるものとする。

9 施行日以後に退職（死亡を含む。）をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年（法律第四百十号附則第六項の規定に該当する場合にあつては、十五年。以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達して

いるものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十二万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 三十一万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十一万円
ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の

計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 十五万七千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十万五千円
10 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替えるものとする。

11 附則第六項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給付の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じ、次のような改善を行うこと。
(一) 退職年金等の額を、昭和五十年八月分から二・九・三％引き上げることとし、更に昭和五十年十一月分から六・八％を限度として引き上げること。
(二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。
(三) 退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低

保障額を引き上げること。
2 掛金等の算定の基礎となる標準給付の最高額を、国・公立学校の教職員の制度の例に準じ、二十四万五千円から三十一万円に引き上げるとともに、最低額についても三万九千円から五万二千円に引き上げること。
3 その他所要の規定を整備すること。
4 この法律は、昭和五十年八月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国・公立学校の教職員に係る年金の額の引上げに準じて改定する等の措置は、時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
三 本案施行に要する経費
昭和五十年年度一般会計予算に、九千六百八十八万七千円が計上されている。
右報告する。
昭和五十年五月二十三日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
文教委員長 久保田四次
〔別紙〕
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。
一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。
二 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。
三 短期給付に要する費用について国庫補助の措

置を講ずること。

四 組合員に対する福祉事業の充実を図るため、福祉施設の整備拡充に努めること。

右決議する。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第

三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修

正し又は撤回するための欧州経済共同体との

交渉の結果に関する文書の締結について承認

を求める件

右

国会に提出する。

昭和五十年四月三十日

内閣総理大臣 三木 武夫

関税及び貿易に関する一般協定に附属する

第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許

を修正し又は撤回するための欧州経済共同

体との交渉の結果に関する文書の締結につ

いて承認を求める件

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三

十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又

は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果

に関する文書の締結について、日本国憲法第七十

三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認

を求める。

理 由

この文書は、関税及び貿易に関する一般協定に

基づく欧州経済共同体との交渉の結果、プラス

チック製スキーぐつについての同協定上の我が

国の譲許税率を引き上げるとともに、その代償と

して他の譲許税率の引下げを行うこととするもの

であつて、この文書を締結することは、国内スキー

ぐつ産業の近代化を図るための国内諸対策を円滑

に実施する見地から必要であると考えられる。よ

つて、この文書を締結することといたしたい。

これが、この案件を提出する理由である。

正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく交渉を、附属書に記載するとおり、完了した。

千九百七十五年四月十五日に

日本国の代表団のために

鶴見清彦

欧州共同体委員会の代表団のために

ポール・ロイテン

日本国の譲許表に掲げる譲許を修正し又は撤回するための第二十八条の規定に基づく欧州経

済共同体との交渉の結果

第三十八表(日本国の譲許表)の変更

修正される譲許

現行譲許表に掲げる品目についての新譲許

関税率表 番号	品 名	現行譲許 税率	新譲許税 率
六四・〇一 のうち	はき物(本底及び甲をゴム又は人造プラスチックで 作つたものに限り) スキーぐつ	一〇%	二七%

関税率表 番号	品 名	現行譲許 税率	新譲許税 率
六〇・〇一 のうち	メリヤス編物及びクロセ編物(ゴム糸を用いたもの 及びゴム加工したものを除く。) 一 平編み、ゴム編み又はあぜ編みのもの(二に 掲げるものを除く。) (三) 人造繊維製のもの A 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全 重量の五〇%をこえるもの B 石綿用又は建築用の石(加工したものに限る。) その製品(モザイクチップを含むものとし、第六 八・〇一又は第六九類に該当するものを除く。) 一 大理石(みがいたものに限る。) 及び大理石製 品	一一・五%	一〇%
六八・〇二			

昭和五十年五月二十七日 衆議院会議録第二十三号

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧
州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

七七八

七〇・〇九	大理石の板(みがいたものに限る。)	六・二五%	無税
七〇・一四	その他のもの	七・五%	無税
七〇・一四	ガラス鏡(バックミラーを含むものとし、わく付きであるかどうかを問わない。)	二・五%	無税
七〇・一四	ガラス製の照明器具、信号用品及び光学用品(光学的に研磨したもの及び光学ガラス製のものを除く。)	二・五%	一〇%
八四・六〇	電気照明器具(フィラメント電球用のものを除く。)	一〇%	八%
八四・六〇	内燃機関(ピストン式のものに限り。)		
八四・五二	一 内燃機関		
八四・五二	自動車用のもののうち		
八四・五二	第八七・〇一号に該当するトラクターに使用するもの	三〇%	一五%
八四・五二	ガソリン機関以外のもの		
八五・一三	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	七・五%	六%
八五・一三	二 電動式計算機(一に掲げるものを除く。)	七・五%	六%
八五・一三	三 則以上の計算機を有するもの以外のもの	七・五%	六%
九二・〇五	有線電話用又は有線電信用の機器(搬送通信機器を含む。)	七・五%	六%
九二・〇五	搬送通信機器	七・五%	六%
九二・〇五	その他の吹奏楽器		
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		
九四・〇三	三 その他のもの	一〇%	八%
九八・一〇	木製又は単金属製のものの以外のもの		
九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)	一〇%	八%
九八・一〇	一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二〇%	一六%
九八・一〇	二 銀又は白金族の金属を張り又はめつきた金属を用いたもの	二〇%	一六%
九八・一〇	その他のもの	一〇%	八%
九八・一〇	ライター		

注 千九百七十四年一月九日にジュネーブで作成された関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書に規定する第三十八表(日本国の譲許表)の訂正が効力を生じた後は、星印を

付した品目についての新譲許の表現は、次のようになる。

八四・五二	計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機を有する機械	七・五%	六%
八四・五二	二 その他のもの		
八四・五二	電動式計算機		
八四・五二	三 則以上の計算機を有するもの以外のもの		

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し又は撤回するための交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的
最近におけるプラスチック製スキーぐつが我が国に対する輸入が急増し、国内関連産業の存立に重大な影響が生じているに伴い、我が国はプラスチック製スキーぐつの関税を引き上げる必要が生じたので、昨年十一月より欧州経済共同体と関税及び貿易に関する一般協定(以下「ガット」という。第二十八条の規定に基づく交渉を行ってきた。その結果合意に達したので本年四月十五日、交渉結果を収録する文書に署名を行った。

ることとしている。

この新しい譲許は、国内手続を完了した後ガットの締約国間によつて定められた手続に従い、政府がガット事務局長に対して行う通告によつて効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本文書を締結することは、国内スキーぐつ産業の近代化を図るための国内諸対策を円滑に実施する見地から必要と考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十年五月二十三日

外務委員長 栗原 祐幸
衆議院議長 前尾繁三郎殿

本文書は、我が国がプラスチック製スキーぐつの譲許税率を引き上げることとし、その代償としては大理石、トラクター用内燃機関等十三品目につき従来の我が国の譲許税率を引き下げ

許可、認可等の整理に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年三月七日

内閣総理大臣 三木 武夫

許可、認可等の整理に関する法律

(風俗営業等取締法の一部改正)

第一条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「ばちんこ屋その他これに類する営業で都道府県が条例で指定するものについては三月ごとに、その他の営業については」を削り、「各期間」を「期間」に改める。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第二条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、新設又は増設後の床面積の合計が三千平方メートル未満の作業場については、この限りでない。

(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

不動産が数箇ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルト

キハ法務省令ノ定ムルコロニ依リ法務大臣又ハ法務局若クハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス

(工場抵当法の一部改正)

第四条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

工場が数箇ノ登記所ノ管轄地ニ跨ガリ又ハ工場財団ヲ組成スル数箇ノ工場が数箇ノ登記所ノ管轄地内ニ在ルトキハ申請ニ因リ法務省令ノ定ムルコロニ依リ法務大臣又ハ法務局若ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス(外国人登録法の一部改正)

第五条 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「六十日」を「九十日」に、「三十日」を「六十日」に改める。

第四条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第十六号中「の地番」を削る。

第六条第一項中「き損し」を「き損し」に、「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証明書引替交付申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券

第六条第三項を次のように改める。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実にあつているかど

うかの確認をしなければならない。

第六条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しななければならない。

第七条第一項中「因り」を「より」に、「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証明書再交付申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券

第七条第三項を次のように改める。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実にあつているかど

うかの確認をしなければならない。

第七条第七項を削り、同条第六項中「登録証明書の再交付」を「第四項の規定により登録証明書の交付」に、「因り」を「より」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「再交付」を「交付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しななければならない。

第八条第一項及び第二項中「居住地変更登録申請書」を「変更登録申請書」に改める。

第八条の二第二号中「第六条第四項、第七条第四項及び第十一条第四項」を「第六条第五項、第七条第五項及び第十一条第五項」に改め、同条第三号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九条第一項中「居住地以外の記載事項」を「記載事項のうち、第四条第一項第三号、第六号、第九号又は第十九号に掲げる事項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第八条第三項」に、「前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項」を「前二項の申請の場合に、同条第七項の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外国人は、登録原票の記載事項のうち、第四条第一項第七号、第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号に掲げる事項に変更を生じた場合には、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、前項又は第十一条第一項の申請のうち当該変更を生じた日後における最初の申請をする時まで、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号 許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

第十条に次の二項を加える。

3 市町村の長は、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の申請があつた場合において、その申請に係る外国人の在留資格又は在留期間に変更があつたことを知つたときは、当該外国人に係る登録原票に当該変更の登録をし、かつ、第八条第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該外国人に返還すべき登録証明書の在留資格又は在留期間の記載を書き換えなければならない。

4 入国審査官（出入国管理令に定める入国審査官をいう。以下同じ。）は、第四条第一項の登録を受けた外国人の在留資格又は在留期間に変更があつたときは、当該外国人の所持する登録証明書に新たな在留資格又は在留期間を記入するものとする。

第十条の二第二項中「第九条第一項並びに前条第一項」を「第九条第一項及び第二項並びに前条第一項及び第三項」に改める。

第十一条第一項中「登録を受けた日」の下に「（第六条第三項、第七条第三項又はこの条第三項の確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日）」を加え、「登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認」を「登録証明書の切替交付」に改め、後段を削り、同項第一号中「登録事項確認申請書」を「登録証明書交付申請書」に改

め、同条第三項を次のように改める。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認をしなければならない。

第十一条第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

第十一条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第十項を削る。

第十二条第一項中「出入国管理令に定める入国審査官をいう。以下同じ。」を削り、同条第四項を削る。

第十二条の二を次のように改める。

（再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書）

第十二条の二 出入国管理令第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国しなかつたことにより当該許可の効力が失われたときは、その者に対して交付された登録証明書は、その効力を失う。

2 前項の規定によりその効力が失われた登録証明書を所持する同項の外国人が再び本邦に

在留することとなつたときは、当該外国人は、速やかに上陸した出入国港の入国審査官又はその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

第十四条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項又は第三項」を「第一項」に、「第一項に規定する」を「同項に規定する」に改め、「又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書」を削り、「第十五条第二項」を「次条第二項」に、「同条同項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「（第十二条の二第二項の規定によるものを除く。）」を削り、「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「左の各号」を「次の各号」に、「第十二条の二第二項の規定による登録証明書」を「第十二条第六項、第十一条第八項若しくは第十二条第二項若しくは第二項」を「第七項、第十一条第八項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十二条の二第二項」に改める。

第十五条の二第二項中「、第十一条第一項又は第十二条の二第三項」を「若しくは第二項又は第十二条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「第十条第一項」を「第十条第一項若しくは第三項」に改める。

第十八条第一項中「左の各号」を「次の各号」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第一号中「第十一条第一項又は第十二条の二第三項」を「若しくは第二項又は第十一条第一項」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項第二号及び第三号中「第十一条第一項又は第十二条の二第三項」を「若しくは第二項又は第十一条第一項」に改め、同項第五号中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、同項第六号中「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第七項、第十一条第六項」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、同項第六号の二中「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第七項、第十一条第六項」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、「又は提出を削り、同項第八号中「押なつ」を「押なつ」に改め、同条第二項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第十九条中「、第十一条第一項若しくは第十二条の二第三項」を「若しくは第二項若しくは第十二条第一項」に、「第六条第五項」を「第六条第六項」に、「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第七項、第十一条第六項」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、「若しくは提出」を削る。

（地方鉄道軌道整備法の一部改正）

第六條 地方鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十條中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改め

る。

(気象業務法の一部改正)

第七条 気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十万円以下の範囲内において、政令」を「実費を勘案して運輸省令」に改める。

第三十五条第二項及び第四十三条第二項中「政令」を「運輸省令」に改める。

(建設業法の一部改正)

第八条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

(都市計画法の一部改正)

第九条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第十条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「主務大臣の認可を受

けて」を削る。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十一条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第三章中第三十六条の次に次の一条を加える。

(大都市の特例)

第三十六条の二 第九条、第二十一条及び第二

十二条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(第三条第二項の

規定により都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭

和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条におい

て「指定都市」という。)においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合におい

ては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として

指定都市の長に適用があるものとする。

(測量法の一部改正)

第十二条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の八第一項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第五条 昭和五十一年一月一日

(経過措置)

2 第五条の規定の施行の際本邦に在留している外国人に係る外国人登録法第三条の規定による新規登録については、なお従前の例による。

3 昭和五十一年一月一日前に第五条の規定による改正前の外国人登録法(以下「旧外国人登録法」という。)第六条第一項又は第七条第一項の申請をした者で、第五条の規定の施行の際当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないものに対する登録証明書の引替交付又は再交付については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年一月一日前に旧外国人登録法第四十条第一項第七号、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号に掲げる事項に変更を生じたことによる当該事項に係る変更登録については、なお従前の例による。

5 昭和五十一年一月一日前に出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人で、第五条の規定の施行の際旧外国人登録法第

十二条の二第四項の規定による登録証明書の返還を受けていないものに係る登録証明書の返還については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、住宅地区改良法第九条、第二十一条又は第二十二条の規定により都道府県知事がした許可その他の処分又は公告その他の行為は、第十一条の規定による改正後の同法第三十六条の二の規定により指定都市の長がした許可その他の処分又は公告その他の行為とみなす。

7 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる新規登録、変更登録又は登録証明書の引替交付、再交付若しくは返還に係る第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号 許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、昭和四十九年十一月六日付けの行政監理委員会の許可等に関する改善方策についての答申を中心に、法律改正を要する事項のうち、昭和四十九年度分として、二十三事項(関係法律十二)の許可、認可等の整理を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 認可等による規制を継続する必要性が認められないものについては、これを廃止すること。
(これにより廃止されるもの六事項)
- 2 規制の方法又は手続を簡素化することが適当と認められるものについては、規制を緩和すること。
(これにより規制が緩和されるもの十二事項)
- 3 下部機関等において処理することが能率的であり、かつ、実情に即応すると認められるものについては、処分権限を委譲すること。
(これにより権限が委譲されるもの四事項)
- 4 規定の明確化を図る必要が認められるものについては、規定を整備すること。
(これにより規定が整備されるもの一事項)

二 議案の修正議決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、おおむね妥当な措置と認めるが、外国人登録法の改正規定については、これを削ることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和五十年五月二十三日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
内閣委員長 藤尾 正行
(別紙)

(小字及び一は修正)

(外国人登録法の一部改正)

第五条 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「六十日」を「九十日」に、「三十日」を「六十日」に改める。

第四条第一項中「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第十六号中「の地番」を削る。

第六条第一項中「き損し」を「き損しに」、「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証明書引替交付申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券

第六条第三項を次のように改める。

13 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実にあつてどうかの確認をしなければならない。

第六条中第六項を削り、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

14 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

第七条第一項中「因り」を「よりに」、「左の各号」を「次の各号」に改め、同項第一号中「登録証明書再交付申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 旅券

第七条第三項を次のように改める。

13 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実にあつてどうかの確認をしなければならない。

第七条第七項を削り、同条第六項中「登録証明書の再交付」を「第四項の規定により登録証明書の交付」に、「因り」を「よりに」、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「再交付」を「交付」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

14 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

第八条第一項及び第二項中「居住地変更登録申請書」を「変更登録申請書」に改める。

第八条の二第二号中「第六条第四項、第七条第四項及び第十一条第四項」を「第六条第五項、第七

条第五項及び第十一條第五項に改め、同条第三号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九條第二項中「居住地以外の記載事項」を「記載事項のうち、第四條第一項第三号、第六号、第九号又は第十九号に掲げる事項に改め、同条第二項中「前条第三項」を「第八條第三項」に、「前項の申請の場合に、同条第七項の規定は、前項を」を「前二項の申請の場合に、同条第七項の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 外国人は、登録原票の記載事項のうち、第四條第一項第七号、第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号に掲げる事項に変更を生じた場合には、第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、前項又は第十一條第一項の申請のうち当該変更を生じた日後における最初の申請をする時まで、その居住地の市町村の長に対し、変更登録申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、その記載事項の変更の登録を申請しなければならない。

第十條に次の二項を加える。

13 市町村の長は、第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第二項又は第十一條第一項の申請があつた場合において、その申請に係る外国人の在留資格又は在留期間に変更があつたときは、当該外国人に係る登録原票に当該変更の登録をし、かつ、第八條第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により当該外国人に返還すべき登録証明書の在留資格又は在留期間の記載を書き換えなければならない。

4 入国審査官（出入国管理令に定める入国審査官をいう。以下同じ。）は、第四條第一項の登録を受けた外国人の在留資格又は在留期間に変更があつたときは、当該外国人の所持する登録証明書に新たな在留資格又は在留期間を記入するものとする。

第十條の二第二項中「第九條第一項並びに前条第一項」を「第九條第一項及び第二項並びに前条第一項及び第三項」に改める。

第十一條第一項中「登録を受けた日」の下に（第六條第三項、第七條第三項又はこの条第三項の確認を受けた場合には、最後に確認を受けた日）を加え、「登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認」を「登録証明書の切替交付」に改め、後段を削り、同項第一号中「登録事項確認申請書」を「登録証明書交付申請書」に改め、同条第三項を次のように改める。

13 市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実と合っているかどうかの確認をしなければならない。

第十一條第六項を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村の長は、前項の確認をしたときは、登録原票に基づき新たに登録証明書を交付しなければならない。

第十一條第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第十項を削る。

第十二條第一項中（出入国管理令に定める入国審査官をいう。以下同じ。）を削り、同条第四項を削る。

第十二條の二を次のように改める。

（再入国の許可を受けて出国する者の登録証明書）

第十二條の二 出入国管理令第二十六條の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国しなかつたことにより当該許可の効力が失われたときは、その者に対して交付された登録証明書は、その効力を失う。

2 前項の規定によりその効力が失われた登録証明書を所持する同項の外国人が再び本邦に在留することとなつたときは、当該外国人は、速やかに上陸した出入国港の入国審査官又はその居住地の市町村の長に対し、当該登録証明書を返納しなければならない。

第十四條第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項又は第三項」を「第一項に」、「第一項に規定する」を「同項に規定する」に改め、「又は第三項に規定する申請に伴い書き換えて返還される登録証明書」を削り、「第十五條第二項」を「次条第二項」に、「同条同項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「又は第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

第十五條第一項中（第十二條の二第一項の規定によるものを除く。）を削り、「第十一條第五項」を「第十一條第六項」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「左の各号」を「次の各号」に、「第十二條の二第一項の規定による登録証明書の提出又は第七條第六項、第十一條第八項若しくは第十二

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号 許可、認可等の整理に関する法律案及び同報告書

七八四

条第一項若しくは第二項を第七條第七項、第十一條第八項、第十二條第一項若しくは第二項又は第十二條の二第二項に改める。

第十五条の第二項中、第十一条第一項又は第十二条の第三項を「若しくは第二項又は第十一

第十六条第一項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に、「第十条第一項」を「第十条第一項若しくは第三項」に改める。

第十八条第一項中「左の各号を」を「次の各号」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第一号中、第十一条第二項又は第十二条の第二第三項を「若しくは第二項又は第十一一条第一項に」、「こえて」を「超えて」に改め、同項第二号及び第三号中、第十一条第一項又は第十二条の第二第三項を「若しくは第二項又は第十一一条第一項」に改め、同項第五号中「第六条第五項」を「第六条第六項」に改め、同項第六号中「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第七項、第十一条第六項」に、「第十二条の第二第二項」を「第十二条の第二第二項」に改め、同項第六号の二中「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第七項、第十一条第六項」に、「第十二条の第二第二項」を「第十二条の第二第二項」に改め、「又は提出を削り、同項第八号中「押なつ」を「押なつ」に改め、同条第二項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第十九条中、「第十一条第一項若しくは第十二条の二第三項」を「若しくは第二項若しくは第十一条第一項」、「第六条第五項」を「第六条第六項」、「第七条第六項、第十一条第五項」を「第七条第六項、第十一条第六項」に、「第十二条の二第二項」を「第十二条の二第二項」に改め、「若しくは提出」を削る。

(地方鉄道軌道整備法の一部改正)

第六條 地方鐵道軌道整備法(昭和二十八年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十條中「二箇月以内」を「三箇月以内」に改める。

(気象業務法の一部改正)

第七條 氣象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十万円以下の範囲内において政令」を「実費を勘案して運輸省令」に改める。

第三十五条第二項及び第四十三條第二項中「政令」を「運輸省令」に改める。

(建設業法の一部改正)

第八條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項及び第三項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第九條 都市計畫法(昭和四十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第十条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項中、「主務大臣の認可を受けて」を削る。

(住宅地区改良法の一部改正)

第十一条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第三章中第三十六條の次に次の一條を加える。

（大都市の特例）

第三十六條の二 第九條、第二十一條及び第二十二條の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務（第三條第二項の規定により都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、当該指定都市の長が行うものとする。

この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

(測量法の一部改正)

第十二条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する

第五十五条の八第一項中「二月以内」を「三月以内」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、**次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から公布の日から起算して十日を超えない範囲内において**

経過した
ら施行する。

一 第一条 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第五条 昭和五十一年一月一日

(経過措置)

2 第五条の規定の施行の際本邦に在留している外国人に係る外国人登録法第三条の規定による新規登録については、なお従前の例による。

13 昭和五十一年一月一日前に第五条の規定による改正前の外国人登録法(以下「旧外国人登録法」という。)第六条第一項又は第七条第一項の申請をした者で、第五条の規定の施行の際当該申請に係る登録証明書の交付を受けていないものに対する登録証明書の引替交付又は再交付については、なお従前の例による。

14 昭和五十一年一月一日前に旧外国人登録法第四条第一項第七号、第十一号、第十二号、第十七号又は第十八号に掲げる事項に変更を生じたことによる当該事項に係る変更登録については、なお従前の例による。

15 昭和五十一年一月一日前に出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)第二十六条の規定による再入国の許可を受けて出国した外国人で、第五条の規定の施行の際旧外国人登録法第十二条の二第四項の規定による登録証明書の返還を受けていないものに係る登録証明書の返還については、なお従前の例による。

16² この法律の施行前に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、住宅地区改良法第九条、第二十一条又は第二十二条の規定により都道府県知事とした許可その他の処分又は公告その他の行為は、第十一条の規定による改正後の同法第三十六条の二の規定により指定都市の長がした許可その他の処分又は公告その他の行為とみなす。

17³ この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第二項から第五項までの規定により従前の例によることとされる新規登録、変更登録又は登録証明書の引替交付、再交付若しくは返還に係る第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

衆議院会議録第二十二号中正誤

ページ 段 行 誤

五九 四 三 郵便料金の 郵便料金等の

支 一 二七 等各種 等の各種

昭和五十年五月二十七日 衆議院會議録第二十三号

七八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)